

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小山祐

記

専決第12号 令和5年10月2日

専決第13号 令和5年10月2日

専決第12号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和5年10月2日

みよし市長 小山 祐

記

- 1 処分事項 草刈り作業中の事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 219,907円
- 3 事故内容
  - (1) 事故発生日 令和5年8月14日（月）
  - (2) 事故発生場所 みよし市三好町八和田山地内（保田ヶ池公園南エリア）
  - (3) 事故経過 上記地内において、草刈り作業中に、走行中の車両のフロントガラスに石が当たった。
- 4 相手方の損害の程度 フロントガラスの損傷
- 5 過失割合 みよし市100%、相手方0%

専決第13号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和5年10月2日

みよし市長 小山 祐

記

- 1 処分事項 草刈り作業中の事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 40,205円
- 3 事故内容
  - (1) 事故発生日 令和5年9月1日(金)
  - (2) 事故発生場所 みよし市三好丘地内(みよし市立三好丘小学校)
  - (3) 事故経過 上記地内において、草刈り作業中に、駐車中の車両のクオータウインドガラスに石が当たった。
- 4 相手方の損害の程度 車両助手席側クオータウインドガラスの損傷
- 5 過失割合 みよし市100%、相手方0%